

コロナ/災害から 身を守る

いざ、というときの
災害税制
(コロナ特措法反映版)



日本公認会計士協会東京会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants Tokyo Chapter

従来から制度化されているものを含め災害時の税制に関する全体像をまとめましたので、ご活用ください。

Point



平成29年度の税制改正で常設化された災害に関する税制は、各税目にわたって広範に制度化されました。法人税については、災害損失欠損金の繰戻し還付、仮決算による中間申告における所得税額の還付、中間申告書の提出不要制度等が措置されました。また、「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」(以下、「新型コロナ税特法」)が、2020年4月30日から施行され、災害時の税制の適用範囲を拡大する等適用要件の一部緩和措置が講じられています。

● 法人税

項目	概要
災害による損失に関する取扱い	災害により生じた費用または損失に関しての取扱い (法人税法22条)
資産の評価損	災害により資産について評価損が生じた場合の取扱い (法人税法33条)
復旧のために支出する費用	被災した資産に対する修繕費等に関する取扱い (法人税基本通達7-8-6)
災害損失の繰越し	災害損失欠損金に相当する欠損金額についての繰越し措置 (法人税法58条)
被災者等に対する支援	従業員、取引先に対する支援をした場合の取扱い (租税特別措置法関係通達61の4(1)-10の2、61の4(1)-10の3、法人税基本通達9-4-6、9-4-6の2、9-4-6の3、9-4-6の4)
寄附金に関する取扱い	震災に関連して法人が支出した寄附金に関する取扱い (法人税法37条)
震災損失の繰戻しによる法人税額の還付	震災損失欠損金額に関する法人税の繰戻し還付に関する取扱い (法人税法27条、80条、81条の5の2、81条の31、142条の2の2、144条の13、附則22条、26条、29条)
新型コロナ税特法による欠損金の繰戻しによる還付の特例	資本金の額が1億円超10億円以下の法人について青色欠損金の繰戻し還付を受けることを可能とした ただし、令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度に生じた欠損金額に限る (新型コロナ税特法7条、租税特別措置法66条の12、68条の97(令和2年3月31日終了事業年度まで租税特別措置法66条の13、68条の98))
仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例	中間期間において震災損失金額がある場合の源泉所得税の還付に関する取扱い (法人税法68条、72条、78条、81条の14、81条の20、81条の29、133条、144条、144条の4、144条の11、147条の3)
中間申告書の提出に係る特例	確定申告の期限が延長されている場合の中間申告書の提出に関する取扱い (法人税法71条の2、81条の19の2、88条の2、144条の3の2)
買換資産等の取得期間等の特例	収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法64条の2、68条の71)
	交換処分等に伴い資産を取得した場合の課税の特例 (租税特別措置法65条、68条の72)

項目	概要
地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構による買取等の特例	土地等が次に定める事業の用に供するために地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構に買い取られ、対価を取得する場合における取用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例等の適用（租税特別措置法64条、68条の70）
被災市街地復興推進地域内にある土地等譲渡の特例	被災市街地復興推進地域内にある土地等を都道府県知事等により買い取られる場合若しくは被災市街地復興土地区画整理事業に係る換地処分される場合の特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除の適用（租税特別措置法65条の4、68条の75）
被災代替資産等の特別償却	被災した建物等、構築物若しくは機械装置の代替資産を取得した場合における特別償却（租税特別措置法43条の3、68条の18）
土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率	土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用停止措置の期限の3年延長（租税特別措置法62条の3、63条、68条の68、68条の69）
代替資産又は買換資産をその取得すべき期間内に取得することが困難となった場合	買換資産の取得指定期間内にその取得をすることが困難となった場合に、取得指定期間を2年の範囲内で延長する措置（租税特別措置法65条の8、68条の79）

● 消費税等

項目	概要
消費税課税事業者選択届出書の提出等	課税事業者等を選択した場合の2年間の継続適用等の要件は適用しない措置（租税特別措置法86条の5）
消費税の課税選択の変更に係る特例	特例対象事業者が、税務署長の承認を受けることで、特定課税期間以後の課税期間について、課税期間の開始後であっても、課税事業者を選択する（又はやめる）ことを可とする取扱いで、特例適用に伴い、上記の課税事業者を選択する（又はやめる）場合の、2年間の継続適用要件等にも該当しないとする措置（新型コロナ特法10条、消費税法9条、12条の2、12条の4、19条）
申告期限の延長に伴う消費税の中間申告書の提出に係る特例	確定申告の期限が延長されている場合の中間申告書の提出に関する取扱い（消費税法42条の2）
自動車重量税に関する措置	被災自動車の所有者への自動車重量税相当額の還付措置（租税特別措置法90条の15）
印紙税に関する措置	被災者が、代替建物を取得する場合等に作成する一定の契約書に関する印紙税の非課税措置（租税特別措置法91条の2）
印紙税に関する措置	被災者に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に関する印紙税の非課税措置（租税特別措置法91条の4）
酒税の減免、徴収猶予等	特定被災酒類に係る酒税の税額について当該指定された酒類製造者の納付すべき酒税の税額から控除する措置（災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律8条）

● 国税通則法

項目	概要
災害等による申告期限の延長	災害等によりやむを得ず申告書等を提出できない場合の申告期限の延長措置 (国税通則法11条、国税通則法施行令3条)

● 固定資産税及び都市計画税等

項目	概要
価格の決定等の課税事務等について	価格の決定等の課税事務等の時期に関する特例措置 (地方税法389条、410条、415条、418条、743条)
新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例	新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで1年間徴収を猶予できる特例措置 (地方税法附則59条)
新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産	厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1 (令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している者) 又はゼロ (50%以上減少している者) とする特例措置 (地方税法附則61条)
新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例	新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える特例措置 (地方税法附則62条)

国税庁のホームページでは、「新型コロナ税特法」を含む制度の適用等に関するFAQが公表されていますので適宜参照してください。

国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と 申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/faq/index.htm> (2020年8月4日時点)



日本公認会計士協会東京会

業務開発支援グループ

税務業務ユニット

〒102-8264 千代田区九段南4-4-1 公認会計士会館